

# 海部地区水防事務組合契約規則

平成28年7月29日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定に基づき、法令に別に定めのあるものを除くほか、契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約事務)

第2条 組合の契約事務については、愛西市契約規則（平成17年愛西市規則第38号）の例によるものとする。

(その他)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。